

【石岡市特定区域設定計画書】

① 当該区域の区域名

- (1)石岡市柿岡地区
- (2)石岡市小幡地区
- (3)石岡市葦穂地区
- (4)石岡市恋瀬地区
- (5)石岡市瓦会地区
- (6)石岡市園部地区
- (7)石岡市林地区
- (8)石岡市小桜地区
- (9)石岡市北小学校学区

② 当該区域の農林漁業の特性、区域設定の理由

本地域は、茨城県のほぼ中心部に位置しており、周囲は日本百名山である筑波山をはじめ、足尾山、加波山等の山々に三方囲まれ、盆地状の地形で露地平地は少ない。

東京都心から 70 k m、県庁所在地の水戸市からは 30 k m に位置し、常磐自動車道へのアクセスも容易である。また、有機農業の取組の推進を図り、長年、環境保全型農業に積極的に取り組んでいる。

本地域において、JA やさと有機栽培部会（JA やさとの生産部会）を中心に有機農業の取組を始めており、地域の生物多様性保全や地球温暖化防止等といった多面的機能の発揮の促進を図ることを目的として、自然環境の保全に資する農業生産活動（環境保全型農業）に取り組んでいる。JA やさと有機栽培部会の特徴としては、有機栽培へのこだわりとして①化学肥料は使用しない 有機肥料 100% で栽培 ②除草剤及び土壌消毒剤は使用しない ③化学合成農薬は使用しない ④輪作・緑肥を重視する ⑤遺伝子組み換えされた種子を使用しない という「有機部会栽培 5 原則」を重視している。また、JA やさと主導で、「ゆめファームやすと研修制度」を開始し、就農希望者支援と地域農業の担い手育成のため、JA やさと有機栽培部会が受け入れ先となり毎年就農希望者を受け入れ、実践的な研修を 2 年間行った後、地域農業の担い手として送り出している。また、石岡市が「ゆめファームやすと」と同様の新規就農者研修施設「朝日里山ファーム」を開設し、JA やさと有機栽培部会の技術指導の協力を得て、地域農業の担い手育成を図っている。

本地域を特定区域として設定することにより、今後は関係機関と連携しながら、「環境保全型農業直接支払交付金」等の補助金を更に活用して、県南地域における大規模な有機農業モデル団地として取組を展開し、有機栽培に取り組む新規就農者や既存の有機農家に対して、フォロー体制の構築を図ることとしている。また、モデル地区化することで、部会に所属していない有機農家に対して JAS 認証を取得する契機となるような取組を展開していく。これらの取組を通じて、モデル団地としてのさらなる取組の推進を図るとともに、他地域への取組の横展開を進める。

③ 特定環境負荷低減事業活動として想定される取組内容

特定環境負荷低減事業活動の内容

地域での有機農業の取組拡大に向けて、緑肥・炭素貯留効果の高い堆肥等を取り入れた生産技術・様々な年齢層によるノウハウの共有、慣行栽培との調整、共同集出荷体制の構築、ブランディング等、生産・流通方式の共通化を図り、地域ぐるみで有機農業の新たな産地形成に取り組む。

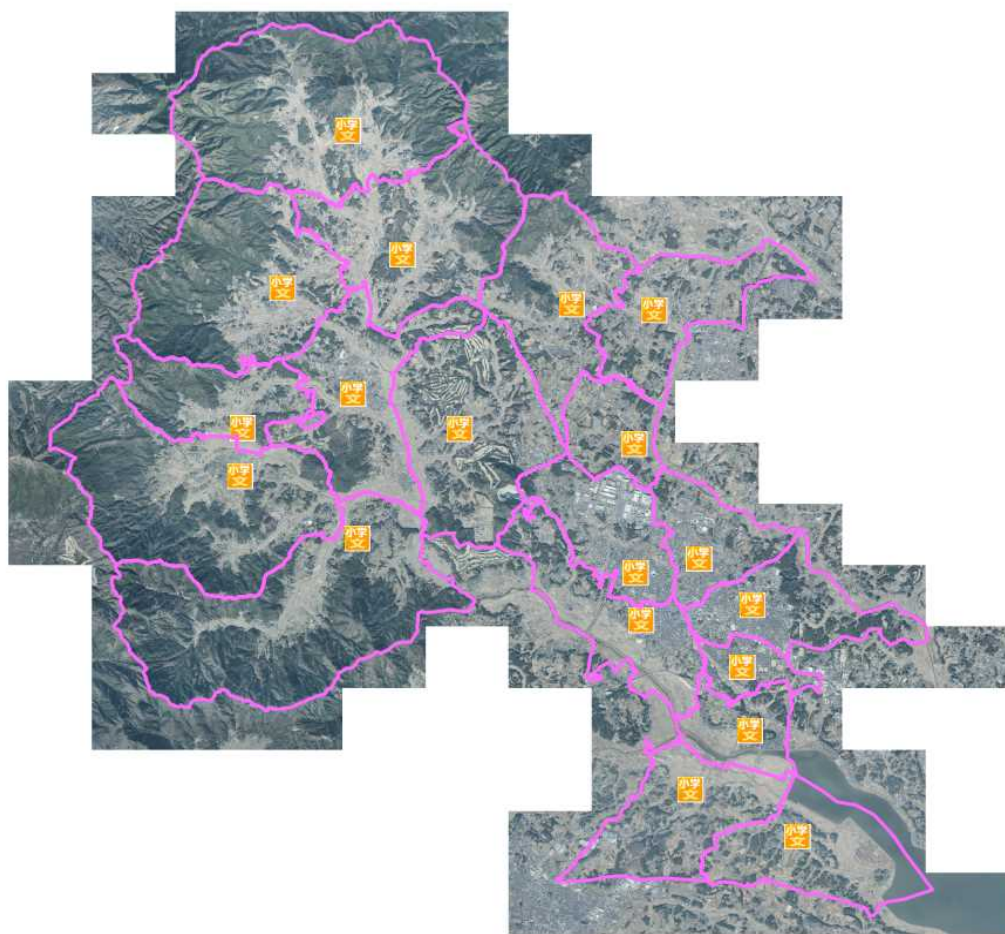
具体的には、今般の肥料高騰に耐えうる農業経営の確立・みどりの食料システム戦略に沿った環境調和型農業の先駆的な取組として、ソルゴーやえん麦といった土壌微生物が繁殖しやすい環境を作るための緑肥の導入や、地域の家畜糞尿や落ち葉、稲わら等を原料とした C/N 比 10 以上の腐熟した堆肥の施用（鶏ふん等を主原料とするものは除く。）による地域資源循環型の土づくり、JA やさと流通センターを活用した生産・流通方式の共通化、有機農業に取り組む各団体の各々の研修や、組織ならではの意見交換・情報共有等が挙げられる。

SDGs への取組として、JA やさと有機栽培部会の有志による子ども食堂への食材提供や、令和 3 年より開始された JA やさとによる地元の市立小中学校を対象にした学校給食への食材提供等も今後推進していく。

石岡市 有機農業実施区域位置図



石岡市 小学校区



常陸大宮市特定区域設定計画書

1. 区域名

- ①常陸大宮市三美(みよし)地域
- ②常陸大宮市鷹巣(たかす)地域

2. 区域の特性、区域設定の理由

- ①本地域は、約 40ha ほどの平坦な農地で連坦をしていたが、区画の不形成等により農地の集積・集約化が難しく、農業の担い手の減少が続いていた。農地、農業を守りたいという地域の思いから、県営畑地帯総合整備事業を実施し新たな担い手の参入、営農につなげた。現在、3法人が農地を借り受けて、露地園芸は根菜類、施設園芸は葉物を中心に有機野菜の栽培に取り組んでいる。

これまで国や県の補助事業を活用し、関係機関が連携しながら県北地域における大規模な有機農業モデル団地として取組を展開しており、今後、有機 JAS 認証取得の拡大を図ることとしている。本地域を特定区域として設定することにより、モデル団地としてのさらなる取組の推進を図るとともに、他地域への取組の横展開を進める。

- ②本地域は、面としてまとまりのある優良農地であるが農業者の高齢化に伴い、農業生産法人や大規模農家が借り受け営農しているケースが多い。土地の形状及び取り巻く環境が有機米栽培に適していたことから、市内小中学校の学校給食用有機米栽培ほ場とし、農地中間管理事業により農業生産法人等に農地を集積・集約した。令和5年度から1法人、1個人の2農業者が作付けを開始する予定。順次、当該地域一帯への有機米栽培取組面積の拡大を図るとともに、有機 JAS 認証を取得する。本地域を特定区域として設定することにより、有機米の栽培モデル団地化と地産地消の推進を図る。

3. 特定環境負荷低減事業活動として想定される取組内容

- ①有機農業モデル団地先進地として、みどりの食料システム戦略推進交付金をはじめとする各種補助事業等を活用しながら、ドローンセンシング等の先端技術の

導入を通じた生産技術の向上や営農環境の整備、ブランディングによる付加価値の向上などに取り組む。また、消費者への理解促進を図るため、有機農業産地見学会などを開催し情報発信やPR等を行う。慣行農業から有機農業へ転換を希望する農業者については、勉強会や技術支援等を行い他地域への取組拡大を図る。

- ②有機米栽培に向けて、先駆者から栽培技術の指導を受けながら、地域に合った生産技術を習得し、安定的な栽培体系の確立を目指す。また、有機米栽培展示ほ場として積極的に視察、研修等を受け入れ、有機米栽培への転換を希望する農業者とノウハウの共有を図り、地域での有機農業の取組拡大を図る。

常陸大宮市 有機農業取組箇所位置図

